

令和 4 年 12 月 5 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報基準の地震による

暫定基準を適用した運用の見直し～

(令和 3 年 10 月 6 日付、令和 3 年 10 月 8 日付、令和 4 年 1 月 4 日付
及び令和 4 年 3 月 17 日付配信資料に関するお知らせ関連)

地震により震度 5 強以上を観測した市町村の暫定基準の運用を見直し、令和 4 年 12 月 13 日より下記の通り変更します。

令和 3 年 10 月 6 日 02 時 46 分頃の岩手県沖の地震により震度 5 強を観測した青森県階上町、令和 3 年 10 月 7 日 22 時 41 分頃の千葉県北西部の地震により震度 5 強を観測した東京都足立区、令和 4 年 1 月 4 日 06 時 09 分頃の父島近海の地震により震度 5 強を観測した東京都小笠原村、令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震により震度 5 強以上を観測した宮城県、福島県、山形県内の市町村においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、青森県と青森地方气象台、東京都と気象庁大気海洋部、宮城県と仙台管区气象台、福島県と福島地方气象台、山形県と山形地方气象台が、降雨及び土砂災害発生状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を適用した運用について、令和 4 年 12 月 13 日 13 時（日本時間）より下記のとおり見直します。

記

暫定基準の割合を 7 割から 8 割に引き上げて運用する市町

対象の県	暫定基準を設けている対象の市町 (市町村内で発表対象区域を分割している場合は、その区域)
福島県	相馬市、新地町

続く

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市区町村、区域

対象の県	暫定基準を設けている対象の市区町村 (市町村内で発表対象区域を分割している場合は、その区域)
青森県	階上町
宮城県	仙台市東部、仙台市西部、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市東部、栗原市西部、東松島市、大崎市東部、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亙理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大和町西部、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、
山形県	中山町
福島県	福島市、郡山市、郡山市湖南、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、古殿町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、
東京都	足立区、小笠原村

以上